

伊那中央病院訪問看護ステーション重要事項説明書

【 介護保険 】

あなた(利用者)が利用しようと考えている訪問看護サービスの提供にあたり、以下の重要事項について説明します。

1. 訪問看護サービスを提供する事業者

事業者の名称	伊那中央行政組合 「伊那中央病院訪問看護ステーション」
代表者氏名	白鳥 孝
所在地	伊那市小四郎久保 1313 番地 1
電話番号	0265-78-8616
介護保険事業所番号	2060990062
指定年月日	平成 27 年 10 月 1 日
通常の事業の実施地域	伊那市・箕輪町・南箕輪村 (上記以外の地域の方でもご希望の方はご相談ください。)

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	伊那中央病院訪問看護ステーションが実施する訪問看護事業は、ステーションの看護師等が、主治医が訪問看護の必要を認めた者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持及び回復を図るとともに、可能な限り住み慣れた地域社会や家庭で安心して療養できるよう必要な支援を行うことを目的とします。
運営の方針	ステーションは、訪問看護サービスを提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し快適な在宅療養ができるよう支援します。また、訪問看護事業は、総合的在宅サービスの実現を目指し、地域の医療、保健及び福祉の各サービス機関と密接な連携を図りながら看護サービスを提供します。

3. 提供するサービスの内容

看護師が利用者のお宅を訪問して、次のような療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し心身の機能の維持回復を図るサービスを提供します。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 床ずれの予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) 緩和ケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

4. 開業日時

開業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日(振り替え休日を含む)及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除きます。
開業時間	午前8時30分から午後5時15分まで ただし、その他特殊の事情がある場合には、休日又は開業時間外であっても訪問看護事業を行います。なお、開業時間外の連絡は、訪問看護師が携帯電話を携帯し24時間対応体制を整えています。

5. 職員体制

管理者	看護師	1名
スタッフ	看護師	6名
	理学療法士	2名
	作業療法士	2名
事務職員		1名

6. 料金

訪問看護サービスを利用した場合の料金は、「(2)基本利用料」と「(3)加算」の合計金額を「(1)収入別負担割合」で算出した額に、「(4)その他」の額を加算した額となります。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合には、超えた額の全額をご負担いただきます。

以下(1)～(4)については

別紙 **伊那中央病院訪問看護ステーション介護保険での利用料金**
を参照してください

- (1) 収入別負担割合
- (2) 基本利用料
- (3) 加算
- (4) その他

7. 支払方法

上記の料金(利用者負担分の金額)の請求書は、1か月ごとの利用明細を添えて利用者あてに郵送しますので、サービスを利用した月の翌月の25日(祝休日の場合は直前の営業日)までに、伊那中央病院の「会計」でお支払ください。もしくは、指定口座への振込または、郵便振替でお支払いください。

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 利用者との続柄 電話番号	

9. 事故発生時の対応方法

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村、担当の介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、次の窓口で対応します。

伊那中央病院訪問看護ステーション 苦情相談窓口	電話番号 0265-78-8616 面接場所 当事業所の相談室
伊那市役所 保健福祉部福祉相談課 地域包括支援センター	電話番号 0265-78-4111(代表) (内線 2362 2363)
箕輪町役場 福祉課 地域包括支援センター	電話番号 0265-79-3111(代表) (内線 156 122)
南箕輪村役場 住民福祉課 地域包括支援センター	電話番号 0265-72-2104(代表) (内線 117)

11. 秘密の保持と個人情報の保護

(1)利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ②事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ③事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2)個人情報の保護について

- ①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

- ③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

12. 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってのご留意いただきたいことは以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。
- ①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類など預かり
 - ②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
 - ③利用者の同居家族に対するサービスの提供
 - ④利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
 - ⑤利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できるだけ早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

平成 27 年 10 月 1 日作成

平成 30 年 4 月 1 日改訂

平成 30 年 8 月 1 日改訂

令和 1 年 10 月 1 日改訂

令和 3 年 4 月 1 日改訂

令和 4 年 5 月 1 日改訂

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	長野県伊那市小四郎久保 1313 番地 1
	事業所名	伊那中央病院訪問看護ステーション
	説明者職・氏名	印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利用者	住所	
	氏名	印

署名代行者(又は法定代理人)	住所	
	本人との続柄	
	氏名	印

立会人	住所	
	氏名	印